

## 2 類似業種の株価等の計算の基となる標本会社

類似業種の株価等の計算の基となる標本会社は、金融商品取引所に株式を上場している全ての会社を対象としている。

なお、類似業種の株価等を適正に求められない会社は標本会社から除外している。

### (1) 標本会社

金融商品取引所に株式を上場している全ての会社（内国法人。次の(2)を除く。）。

（参考）金融商品取引所名及び取引市場名

金融商品取引所名	取引市場名
東京証券取引所	東京第一部、東京第二部、マザーズ、JASDAQ、TOKYO PRO Market
名古屋証券取引所	名古屋第一部、名古屋第二部、セントレックス
福岡証券取引所	福岡、Q-Board
札幌証券取引所	札幌、アンビシャス

### (2) 標本会社から除外する会社

次のイからへの会社は、標本会社から除外している。

#### イ 本年（平成 29 年）中に上場廃止することが見込まれる会社

本年（平成 29 年）中のその会社の株式の毎日の最終価格の各月ごとの平均額を 12 月まで求められないことから、除外している。

#### ロ 前々年中途（平成 27 年 3 月以降）に上場した会社

課税時期の属する月以前 2 年間の平均株価を求められないことから、除外している。

#### ハ 設立後 2 年未満の会社

1 株当たりの配当金額は、直前期末以前 2 年間ににおける剰余金の年配当金額の平均としているが、設立後 2 年未満の会社については、2 年分の配当金額の平均が計算できず、類似業種の 1 株当たりの配当金額を求められないことから、除外している。

#### ニ 1 株当たりの配当金額、1 株当たりの利益金額及び 1 株当たりの簿価純資産価額のいずれか 2 以上が 0 又はマイナスである会社

類似業種比準方式の計算において評価会社と比較する 1 株当たりの配当金額、1 株当たりの利益金額及び 1 株当たりの簿価純資産価額の 3 要素のうち過半を欠く会社を含めて類似業種の株価等を計算することは不適当と考えられることから、除外している。

#### ホ 資本金の額等が 0 又はマイナスである会社

各標本会社の株価、1 株当たりの配当金額、1 株当たりの利益金額及び 1 株当たりの簿価純資産価額（以下これらを併せて「株価等」という。）は、1 の(2)のとおり 1 株当たりの資本金の額等を 50 円とした場合の金額として算出することから、資本金の額等が 0 又はマイナスの場合はこれらの金額も 0 又はマイナスとなる。このような 0 又はマイナスの会社の株価等を含めて類似業種の株価等を計算することは不適当と考えられることから、除外している。

#### ヘ 他の標本会社に比し、業種目の株価等に著しく影響を及ぼしていると認められる会社

類似業種の株価等は、業種目ごとに各標本会社の株価等の平均額に基づき算出していることから、特定の標本会社の株価等が、他の標本会社の株価等と比較し、著しく高い株価

等となっている場合、当該特定の標本会社の株価等が、業種目の株価等に著しい影響を及ぼすこととなる。このような場合、当該特定の標本会社の個性が業種目の株価等に強く反映されることとなることから、このような影響を排除するため、統計的な処理に基づき株価等が外れ値<sup>(注)</sup>となる会社を除外している。

(注) 一般的な統計学的手法に基づき、株価等について対数変換した上で、平均値と標準偏差を求め、平均値から標準偏差の3倍を超える乖離のある株価等を外れ値としている。